

大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部科学研究費補助金の取扱いに関する規程

制 定：2009年12月10日

最近改定：2021年 9月27日

(目的)

- 第 1 条 この規程は、「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 競争的研究費等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程」第10条に基づき、科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の適正な運用をはかるためにその取扱いについて定める。

(組織)

- 第 2 条 科研費に係る取扱いの最高管理責任者は学長とする。
2. 統括管理責任者は事務局長とする。
 3. 学務事務部門に科研費事務担当者を置き、学務事務部門長が実質的な責任と権限をもつ。

(資金管理)

- 第 3 条 科研費専用預金通帳には、次の資金を入金し、管理する。
- (1) 直接経費
 - (2) 間接経費
 2. 科研費専用預金通帳は交付者が指定する名義の口座として、学務事務部門長が管理する。

(監査)

- 第 4 条 公的研究費等に係る内部監査担当は監査を行う。
2. 監事は科研費の使用状況を監査する。
 3. 経理処理については公認会計士の監査を受ける。
 4. 監事監査、公認会計士監査において必要があるときは、研究者に対し書面による内容説明又は事実確認を求めることができる。

(学務事務部門の業務)

- 第 5 条 学務事務部門は次の業務を行う。
- (1) 科研費の研究代表者及び研究分担者（以下「研究者」という。）の資格審査
 - (2) 応募・交付申請・交付申請記載内容の変更等
 - (3) 研究者からの誓約書の徴収及び保管
 - (4) 実績報告
 - (5) 研修会・説明会の実施
 - (6) 申請書等の保管
 - (7) 研究者が購入を希望する教育研究用機器備品及び図書の発注・検収業務

(アルバイトの雇用)

- 第 6 条 科研費を使用してアルバイトを雇用する場合は事前に稟議しなければならない

ない。

2. アルバイト出勤表は学務事務部門が管理する。
3. アルバイトの雇用条件については学内規程に基づく。

(旅費)

第 7 条 研究者の国内外の出張に関する手続きについては、「学校法人大阪音楽大学出張規程」及び関連規程の定めるところによる。

2. 研究者の国内外の出張に関する旅費の取扱いについては、文部科学省が定める「科学研究費補助金（科学研究費）の取扱いについて」（14文科振第135号）における「VI. 補助金の経理管理 5. 補助金の使用方法 (5) 国内旅費及び海外旅費」の定めるところによる。なお、同文書の名称及び内容が更改された場合も同様とする。

(改定)

第 8 条 この規程の改定は、研究委員会の発議に基づき大阪音楽大学教授会及び大阪音楽大学短期大学部教授会の審議を経て、学長が統括し、理事長が行う。

附 則

この規程は、2009年12月10日から施行し、2009年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、2013年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2019年5月17日）

この規程は、2019年6月1日から施行する。

附 則（2021年9月27日）

この規程は、2021年9月27日から施行する。